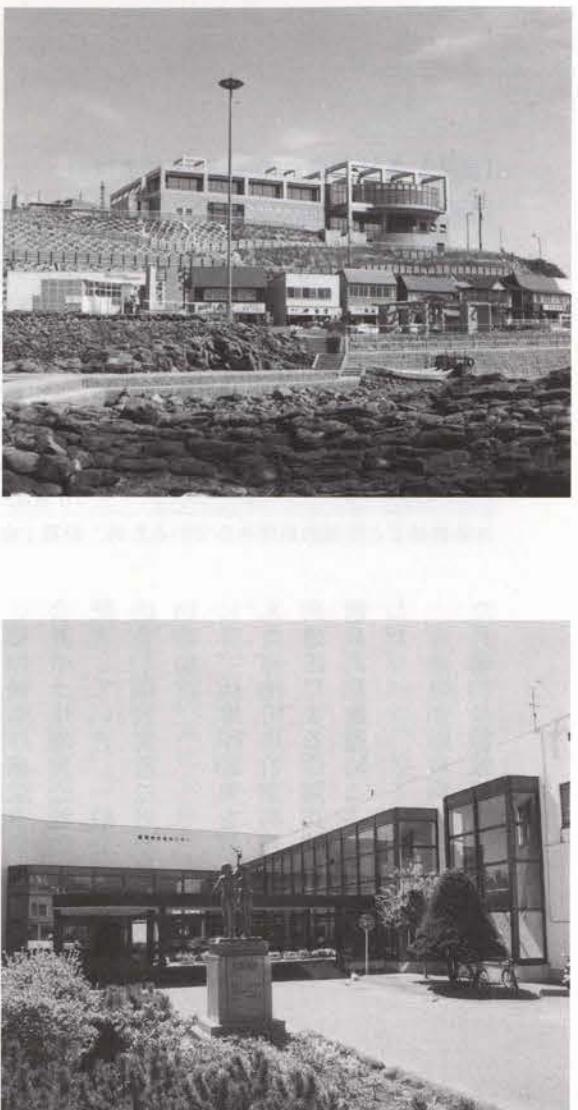


施設使用料は適正なのか



公共施設を運営し、サービスを提供するためには、さまざまなお経費がかかります。この経費は、誰が負担するべきものなのでしょうか？「サービスを受けたものが利用した分の費用を負担する」。この原則が、今問われています。

こんなに赤字でやつていけるの？

まず左上のグラフを見てください。これは、市の所有する主な公共施設がどのように経費をまかなっているかを示しています。とても目立っている白と水玉と斜線の部分は、公共施設の経費のうち、使用料等でまかなえない部分、つまり皆さんの『税金』が使われている分を表しています。どうしてこんなに税金が多いのでしょうか？

凡例に、「受益者負担金」と書いてある黒い部分があります。これが施設を利用した人が実際に支払う使用料の金額です。この使用料と皆さんの『税金』で経費をまかない施設を運営していることになります。

ところが、この4つの施設のうち、この使用料の金額が経費の支払いに占める割合は、見晴球場使用料でわずか0・3%。もっとも割合が高い総合福祉センターでもわずかに13・7%にとどまっています。

利用料の減免が経営を圧迫している

こうした中で、施設利用料の『減免』が、いま特に問題となっています。

一般的に、何かの事柄で一定のサービスを受けた場合、そのサービスに対する代償、つまりお金をお支払いします。この考え方を『受益者負担』といい、利用の原則です。

公共施設を利用する人は、利用したことによりサービスを受けるわけですから、使用料を支払うのは当然のことです。

ただ、利用目的が公共性の高い場合については、利用料の一部または全部を市が負担する場合があります。これを利用者の立場から見ると使用料金が減る又は支払いの義務が免除されることから『減免』と言います。本来、『減免』は例外的な取り扱いなのですが、数字の上ではすでに逆転しています。

例として中央公民館を見てみましょう。通常料金の利用者数・金額はそれぞれ7,678人・約170万円ですが、減免による利用者数・金額は1,472人・約141万円となっています。

赤字の穴埋めに税金が使われている

減免分の経費は、実は、『税金』で市民の皆さんのが負担しているということになります。

中央公民館の場合、平成13年度に市民一人当たりの負担する税金は468円。これに減免分を加えると518円になります。グラフの4つの公共施設の合計でみると、市民一人当たりの税金が2,376円、減免額の負担分も含めると2,569円となります。

公共施設の役割を考えれば、ある程度の税金の投入は必要です。しかし税金収入が減少し、地方交付税が削減されている厳しい状況の中、施設経費の見直しや利用率向上により、税金でまかなう部分を減らす努力をしていますが、特定の使用者の減免の穴埋めが市民の負担の割合を高めているのも事実です。

施設を利用する(行政サービスを受ける)人と利用しない(行政サービスを受けない)人の両方が負担をすることになるため、一種の不公平感が生じないよう、「受益者負担の適正化」(使用者などの適正な負担)を図ることが必要なのです。

